

## 第2回江東区基本構想審議会 会 議 錄

日時：平成20年4月24日（木）

14:00～16:20

場所：江東区文化センター6階第1会議室

### 【会議次第】

1. 開会
2. 事務局連絡
3. 江東区の現況と課題について
4. 第3回基本構想審議会について
5. 閉会

### 【出席者】

＜出席委員＞（敬称略・順不同）

中沢 正夫	榎本 雄一	板津 道也	松江 恒治
佐竹 としこ	福馬 恵美子	徳永 雅博	菊池 幸江
青山 侑	苦瀬 博仁	志村 秀明	緒方 泰子
小川 哲男	武田 茂治	香取 正守	斎藤 正人
渡辺 孝至	山本 加津子	進藤 孝	吉条 良明
曾根 恵美子	浅見 純一郎	日向 恵	石井 毅
韓 圭希	長谷川 明	小室 明子	小林 敏雄

＜出席幹事＞（敬称略・順不同）

佐藤 哲章	宍戸 孝	高橋 三喜男	大井 哲爾
合田 進	富所 博	矢野 純二	須田 雅美
田辺 英之輔	井口 ちよ	菊間 恵	鳥海 武
梅田 幸司	野村 俊夫	藤原 隆	出口 泰治
石川 広	石井 茂	柳澤 健一	岡部 正道
谷口 昭生	大塚 善彦	押田 文子	武田 正孝
鈴木 信幸	海老澤 孝史		

【傍聴者数】 7名

## 【議事概要】

### 1. 開会

#### ■会長挨拶

- ・前回の会議で運営の仕方についてご決定いただき、原則公開するということになりました。本日 7名の傍聴の方がいらっしゃいますのでよろしくお願ひいたします。

### 2. 事務局連絡

#### ■ 幹事

- ・はじめに事務局職員の変更についてご連絡申し上げます。私、4月1日付で政策経営部長に就任致しました大井と申します、隣におりますのが、基本構想担当課長に就任しました武田でございます。両名共今後審議会の幹事を担当いたしますのでよろしくお願いします。

#### ■ 幹事

- ・本日は過半数の委員の方がご出席頂いているため、会議は有効であることをご報告いたします。続きましてお手元の資料の確認をお願いいたします。
- ・次に本審議会の委員名簿の変更についてご報告申し上げます。資料 12 をご覧ください。本審議会の委員におきましては、2名の方の役職の変更についてご報告申し上げます。斎藤委員につきましては、江東区医師会顧問に就任されております。また、小室委員におきましては、この4月より東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課長に就任されました。
- ・続きまして、資料 13 をご覧ください。この審議会の幹事につきましても、4月1日付で人事異動がありましたので名簿の配付にてご報告いたします。
- ・最後に前回の審議会終了後に開催しました小委員会についてご報告申し上げます。前回の小委員会では、委員長に青山委員、委員長職務代理に苦瀬委員が選任されました。
- ・資料 15、審議会スケジュールについてご案内申し上げます。第 5 回までの審議会につきましては、資料でご案内申し上げたところですが、第 6 回以降の審議会につきましてもスケジュールを調整させていただきました。

#### ■ 会長

- ・ありがとうございました。審議会の日程について、前回この会議で出たご意見を視野に入れ、傍聴者の利便性に配慮して、夜間の日程も取り入れるという形で、このように小委員会でスケジュールを決めさせていただきました。委員の皆さんもそれぞれご都合があろうかと思いますが、どうぞよろしくご対応お願ひします。
- ・第 1 回の会議録につきまして確認をしていただきたいと思います。会議録ですが、これは開催通知と一緒に皆様には配付をしております。資料 14、会議録について何か意見

はございますか？

(「なし」の発声)

- ・ それでは今回の議題、「江東区の現況と課題について」に入らせていただきます。

### 3. 江東区の現況と課題について

#### ■ 幹事

- ・ お手元の「江東区の現況と課題」は、統計データに基づいて、江東区の現在の状況や取組みについて整理したものでございます。本日はこの資料に基づき、皆様に問題認識の共有化等をはかっていただきたいと考えています。ご覧の通りこの資料は大変厚いもので、質疑応答につきましては、5月30日の第4回の会議で行いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。なお、ご質問等がある場合には、お手元の「江東区の現況と課題」質問シートにお書きくださいますようお願いいたします。質問シートは5月8日(木)までに送っていただき、事務局の方でまとめて回答をさせていただきます。ただし、どうしても現在確認すべき内容がある場合には、適宜時間を設けさせていただきたいと思います。

<資料説明>

#### P1~12 「I. 江東区のあらまし」

##### <1. 概況と沿革>

- ・ P2「概況と沿革」、江東区は西に隅田川、東に荒川、南に東京湾、そして区内には内部河川が縦横に走る、水辺豊かなまちとなっていますが、本区は埋め立てによって面積を増やしてまいりました。面積の推移は、2ページ下段に掲載しております。面積は平成19年4月1日現在、39.80k m<sup>2</sup>となっておりますが、昨年面積が若干増え、現在は39.94k m<sup>2</sup>となっております。
- ・ P4「江東区のできごと」についてまとめてあります。昭和22年、深川区と城東区が合併し、江東区が誕生しております。昭和24年のキティ台風では、区内被災者が15万人を超え、死者も13人と大きな被害を出しましたが、昭和41年の外郭堤防の完成に伴い、江東区の水害は基本的に克服されております。昭和40年代に入ると工場の移転が続き、大規模な団地が作られてきました。昭和48年には現在地に江東区役所庁舎が移転しております。昭和62年から平成3年頃まで、いわゆるバブル経済の影響で土地の価格が高騰しました。この影響により賃貸住宅の家賃等が上昇したため、都心からの転居が多く見られ、本区においても昭和63年から平成9年まで間、人口が減少いたしました。しかし、その後地価が大暴落し、企業はリストラの一環として土地を放出するとともに、政府は積極的な金融緩和政策（低金利と融資額増加）を実施しました。このため、都心部ではマンション建設に弾みがつき、マンションは割安感・買い得感を持って迎えられ、都心回帰現象が生じました。平成13年には、本区では「マンション建設急増対策本部」を設置するなど、現在に至るまでマンションの急増対策を行っているところです。
- ・ さらに、基本構想の関係で申し上げますと、昭和54年に「初の基本構想策定」とあり、

これが区として初めての基本構想策定となっており、その後平成 2 年、平成 11 年に基本構想を策定しております。

## <2. 人口と世帯>

- ・ 次に、5 ページの「人口と世帯」について申し上げます。
- ・ まず、人口についてですが、中段の図表 I – 6 に全国・東京都・江東区の人口の推移と見通しをお示ししております。上の折れ線グラフが全国、真ん中の棒グラフが江東区、下段の折れ線グラフが東京都を示しております。江東区の状況について申し上げますと、戦前の昭和 15 年には約 42 万人であった本区の人口も、終戦直後には 2.5 万人までに落ち込みました。しかし、戦後は急増し、昭和 32 (1957) 年には 30 万人を突破しました。平成 14 年 8 月には 40 万人を、また本年 20 年 3 月には 45 万人を突破しております。20 年 4 月 1 日現在の人口は、45 万 378 人（住基 432,090 人、外国人登録 18,288 人）となっております。
- ・ なお、平成 22 年以降の状況をご覧いただきたいのですが、本区の人口は今後の南部地域の開発等に伴いまして増加する見込みとなっております。平成 32 年には、58.7 万人になると推定されています。ちなみに、現在の豊洲地区の人口は、現在 7.6 万人となっていますが、平成 32 年には現在の渋谷区と同規模の 20 万人に上ると予想されています。こうした増加傾向は、全国的な人口減少の傾向とも大きく異なっており、全国及び東京都の人口を示す折れ線グラフと見比べていただければ、その特異性がおわかりいただけるかと思います。なお、人口の詳しい推計については、前回の審議会で配付しております資料 9-1 及び 9-2 に詳しく掲載しております。
- ・ P6 「年齢別人口構成」を示しておりますが、上に全国の状況を、下に江東区の状況を示しています。平成 17 年と平成 32 年を比較しますと、全国的には人口減少という状況の中、65 歳以上の老人人口比率が上昇するも、15~64 歳の生産年齢人口比率、および 14 歳以下の年少人口比率の減少がお分かりいただけると思います。しかし、本区におきましては人口が増加していく中、年少人口比率については全国的な流れと異なり上昇傾向が見られることが大きな特徴となっております。
- ・ また P7 に平成 17 年の「人口ピラミッド」を掲載しておりますが、左側の全国ではいわゆる「ツボ型」と呼ばれるもので、団塊の世代、35 歳前後のベビーブーム世代、その後の少子化の影響が読み取ることができますが、江東区においてはその傾向がより顕著になっております。
- ・ P7 後段には「人口密度の推移」を示しており、1k m<sup>2</sup>あたり 10,657 人と千代田区、中央区、港区の都心 3 区に次いで非常に低い数字となっています。これは、本区には広大な南部埋立地があるものの、居住人口が少ないためです。
- ・ P9 には、居住年数、転入・転出意向を示していますが、20 年以上江東区に住み続けている方の割合が、一貫して過半数を超えております。また、10 ページには地区別の定住・転出意向の推移を示しておりますが、左上の「区平均」を見ていただきますと、定住意

向は非常に高い数値を示しており、平成 11 年以降、いずれの年も 85% を超えております。

- P11、12 に世帯の状況を示しております。総世帯数は増加傾向を続けるものの、世帯あたりの人員は減少傾向にあることは、全国・本区とも同様の状況にあります。また、12 ページ後段には地区別の特性が掲載されておりますが、豊洲地区で総人口、世帯数とも最大となっており、南部地区の人口増がこの点からもご確認いただけるかと思います。

## ■ 会長

- 本日はこの分厚い資料全部の説明をしますので、発言の時間はほとんどないと思います。そのため、内容的な質問は次回以降にお願いしたいと思います。ただもちろん、一言これを聞いておかないと先に進めないという場合がございましたら、構いませんのでその場で言ってください。既に問題になりましたけど、こんなに人口が急増するということなど現況と課題について共通認識として持っておくことも重要だと思います。

## ■幹事

### P13～「II. 子育て・教育分野」

#### <1. 子育て支援、児童福祉>

- 本区では、「子育て支援の充実」と「保育サービスの充実」という二点の基本施策の下、安心して子育てのできる育児環境づくり等の施策に取り組んできております。
- 区民が区に求める子育て支援のニーズは養育することの成長によって変わっていくという特徴があります。たとえば、0 歳から 5 歳までの未就学児を育てている家庭からは、必要なときに保育を受けられる保育施設の設置も含めた多様な保育ニーズが求められています。また、就学児童を持つ保護者は子どもが安心して過ごせる居場所づくりを求めております。
- P20 にありますように、本区の 0 歳から 5 歳までの児童数は、平成 16 年を境に各年齢層とも 2,600 人から 2,700 人台であったのが、3,000 人台を超え、その後も増加傾向は変わっていません。こうした児童数の伸びに比例して認可保育園、認証保育所など保育施設での保育の実施を希望する、いわゆる保育需要数が増大してきております。これに対応するため、認可保育園、そして認証保育所の整備に計画的に取り組んできました。
- 平成 13 年当時、公私立あわせて 51 園、定員 4,820 人であった認可保育園は、今年の 4 月現在、62 園、定員 6,061 人に、また、認証保育所も 32 か所、定員は 995 人となっています。来年 4 月には認可保育園は 66 園、定員 6,467 人に、認証保育所は 37 か所、定員 1,195 人になる予定です。予定どおりに整備がされると、平成 13 年から平成 21 年の 8 年間で認可保育園を 15 か所、認証保育所を 37 か所新規開設し、認可・認証を併せた定員は 2,842 人の増員となります。
- しかし、こうした整備にもかかわらず、依然、待機児童が生じているという状況にあり

ます。平成 19 年 4 月現在、待機児童数は 352 人となっており、全国の自治体の中では 7 番目に多く、6 位には那覇市が、ワーストファイブはすべて政令指定都市となっています。

- ・保育施設を活用した子育てか、在宅での子育てか、親の就労形態によっても求められるサービスが変わってきます。こうした保護者の生活状況に応じた子育て支援サービスを実施しています。
- ・具体的には、P24 にありますように、認可保育園におきましては、通常保育では対応できない保護者に対して、延長保育、ゼロ歳児保育、非定型一時保育等を、そして「病気回復期」にある保育施設に通っている乳幼児を一時的に預かる病後児保育をおこなっています。このほか、育児の援助ができるボランティアの力を活用したファミリーサポート事業にも取り組んでおります。
- ・また、子育ての不安感や孤独感を解消することは子どもの健全な育成を図る観点からも重要であり、本区では区内に 5 か所の子ども家庭支援センターを開設し、子育て相談や子育て広場事業を実施するほか、認可保育園や児童館でも親子交流事業等をおこなっています。
- ・次に、就学児童を持っている家庭への支援ですが、放課後に保護者が就労等のため不在の家庭の小学校 1 年生から 3 年生の児童を対象に「放課後児童健全育成事業」を、本区では学童クラブという名称で実施しております。また、子どもが放課後、休日等に自由に楽しく遊ぶ場として児童館を開設しております。
- ・学童クラブの登録者数、児童館の利用者数は P26~28 に記載をしてあるとおりです。なお、学童クラブにつきましては平成 15 年度から 5 年間待機児童数ゼロを維持しており、平成 19 年 5 月 1 日時点で、本区公立小学校の小 1 から小 3 の人数は 9,398 人に対して学童クラブの入会可能数は 3,817 人であり、学童クラブの提供割合は 40.6% です。
- ・子育て家庭に対する経済的負担を軽減するため、経済的支援として各種の手当・事業が P29 に記載の通り行われています。区独自の施策として子ども医療費助成事業、児童育成手当、ハッピーセカンド事業等があります。
- ・次に、大きな社会問題となっている児童虐待についてですが、子育て支援担当課と南砂子ども家庭支援センターが平成 18 年度に受けた虐待通告件数は、合計 200 件を超えています。平成 19 年度は 180 件とやや減少していますが、虐待者の多くが実母という傾向は変わっていません。こうした点から子育てを一身に担う母親の育児負担がまだまだ軽減されていないことが伺えます。本区では、要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、関係機関と連絡を密にし、児童虐待の予防と早期発見に取り組んでいます。
- ・今後の課題ですが、大きく 6 点があげられます。
- ・1 点目として、江東区へ新たに転入してきた子育て世代や、初めて子育てをする若い保護者が子育てに不安を感じないすむ環境作り、こうしたものを作り更に整備する必要があります。

- ・ 2点目として、保育所の待機児童の解消に向けた保育施設の整備、これを行っていかなくてはならないと思います。将来人口の推計によれば、平成32年には江東区の人口は58万7千人との見通しが立てられており、今後も一層の保育需要が見込まれます。
- ・ 3点目は、児童館や学童クラブの整備、これについては、今年の2月に出されました国の「新待機児童ゼロ作戦」では、今後3年間に集中的に取り組み、放課後児童クラブの提供割合を60パーセントにするという目標を設定しております。私どもも、このことを頭に入れて整備をしていかなければならないと考えております。
- ・ 4点目として、児童虐待の未然防止に向けた関係機関との連携のさらなる強化と、その要となる区の体制の整備を図っていく必要があります。
- ・ 5点目として、江東区次世代育成支援行動計画後期計画の策定を再来年には行なわなければなりません。そのためにも区民の意見を充分に反映した計画を策定したいと考えます。
- ・ 6点目は、臨海部地域ですが、開発の計画段階より積極的に発言し、計画的な整備をしていく必要があります。以上でございます。

## ■ 幹事

### <2. 教育>

- ・ P44～45、本区の幼稚園、小中学校のこの10年間の推移をグラフにしております。平成19年度現在で、私立幼稚園12園、区立幼稚園が20園で、就園児数は4,758人となってます。小中学校は、小学校が43校で17,770人、中学校が22校で6,653人となっています。全体としてみると、児童数が上昇傾向で生徒数は横ばいです。
- ・ また、グラフに表れていない部分でみると、この10年間を振り返りますと、本区におきましては、幼稚園では区立幼稚園統廃合計画に基づき、平成9年度から14年度にかけて11園を廃園し、最盛期31園あったものが現況は20園となっております。
- ・ また小中学校においても平成11年度から始まります第一次、第二次、第三次学校適正配置計画に基づき、小学校6校、中学校1校が統廃合となっています。学級の現状をお示し致しますと、1学年1学級の学校が小学校が2校、中学校が4校になっておりまして、小規模校対策も課題の一つになっていると認識しています。また統廃合後の跡地につきましては、その間保育園や学童クラブ、子ども家庭支援センターや高齢者の在宅サービスセンター、特別養護老人ホーム、私立高校などの文教施設などに活用されています。
- ・ 一方、豊洲、東雲、有明北の南部地区における大規模開発に伴う人口増が著しい状況にあります。平成20年1月現在の当該出張所管内的人口は約7万数千人ですが、ここ10年間の人口推計によると、この地域が約20万人といった予測が示されている状況であります。こうした中、平成19年4月に開校した豊洲北小学校では、早くも増築計画に着手し、さらに当面の措置として、有明の北地区、豊洲五丁目地区に小中合わせ、3校

の新設校を建設する準備に入っている状況です。

- ・また、同地区における幼稚園需要に対応するため、現在幼保一体型総合施設、いわゆる認定こども園の設置の準備に入っている状況であります。このように、一方で施設の統廃合をし、一方では新設校の整備に取り組まなければならないというのが、本区特有の現状といえます。
- ・P46～54には、教育課題が掲げてございます。その概要を申し上げますと、本区では学校の活性化を目指し、平成14年4月に学校選択制度を導入致しました。また、平成18年度からは、週五日制に伴う授業時間数の確保のため二学期制を導入するなど制度面に向ける教育改革にも取り組んできました。この制度改革の評価の分析などが今後の課題になると想っています。
- ・教育内容の課題ですが、一つは基礎・基本の定着と確かな学力向上を図ることとなります。従来、少人数授業、あるいはチームティーチングなどの指導に加え、昨年度は全校に電子黒板を設置したほか、本年度からは小学4年生から6年生までと中学生を対象とした補習教室を実施し、それに伴い学習支援の拡充に努めるということで、学力向上策に取り組んでいるところであります。
- ・また、個に応じた教育の充実としての特別支援教育への対応について、現在江東区では小学校12校で、固定学級として20学級、通級学級で12学級、それから中学校におきましては、7校で固定学級は13学級、通級学級で5学級開設しています。
- ・本区の課題の一つとなっているのが、不登校対策であります。資料P47、48に示されていますように、教育相談の内容は1／3が不登校問題であります。その発生状況を申し上げますと、小学校で約0.4%、中学校では約4%の生徒が不登校となっています。現在は高校に通っている不登校経験者の方々と区長との座談会を開催し、こどもたちの意見を聞くと共に、その意見反映として、本年度、新入生の中で集団行動のとれない子や授業中に椅子に座っていられない子、いわゆる「小1プロブレム」と呼ばれる問題や、中学校に入って授業についていけないといった「中1ギャップ」の問題に対し、その解消と予防策をするため、新たに学校に教員等を派遣する学校支援に取り組んでいるところです。さらに不登校児童生徒の学校への復帰では、カウンセリングの実施を進めています。具体的には現在教育センターでブリッジスクールとして開催している学習支援の場をもう1か所設置をし、出来るだけ早いうちに学校に復帰できるようにしていきます。さらに今申し上げたような学力向上策、不登校対策に関わる様々な人材確保、それから学校に行っているこども達の問題行動に対する相談体制の強化と迅速な対応を図るために、今年度教育委員会内部に学校支援室を設置し、現在の指導室や学務課などと連携を取りながら学校支援をしていく支援作りに取り組んでいます。
- ・合わせて、こども達の健全育成にあたって部活動が果たす役割は決して小さくありません。しかし、現在こうした活動の顧問としてあたる教員が不足している状況もございますので、地域人材等外部指導員の確保のための体制を立ち上げたところであり、学校支

援室を有効に活用していきたいと考えています。

- ・ 教育分野におきましては、「教育改革江東・アクションプラン 21」という計画を作り、教育計画の中で色々な教育施策に取り組んできました。今後本審議会の審議結果を踏まえ、教育委員会では新たな計画に取り組む準備に入りたいと考えています。

## ■ 会長

- ・ はい、ありがとうございました。以上で「II. 子育て、教育分野」が終了しました。意見がなければ、次に進みます。「III. 産業・生活分野」をお願いします。

## ■ 幹事

P55～「III. 産業・生活分野」

### <1. 産業振興>

- ・ P64 の江東区の事業所数と従業者数の推移は、昭和 56 年から平成 18 年でございますが、従業者数は徐々に上がっている状況です。
- ・ P65 の都区部における事業所数は 23 区中 17 位という統計でございます。
- ・ P66 にありますように、都区部における従業者数は、23 区中 8 位という結果となっています。事業所の規模ですが、江東区の従業者 1～4 人規模の事業所数割合は 54.8%、20 人未満で 87.5% を占めています。
- ・ P67 でお示ししているのは産業分類別事業所数の特化係数で、特化係数が「1」を上回る産業は高いものから運輸業、製造業、建設業、卸売・小売業、医療・福祉でございます。
- ・ P68 では働く場所とすまいの関係について記載しており、当地に常住する 15 歳以上就業者は 220,581 人で、当地で従業する 15 歳以上就業者は 301,863 人であります。
- ・ P69 では区内に常住する 15 歳以上の就業者数の推移を示しておりますが、平成 17 年度で 220,581 人でございます。そのうち区内で従業するものは、93,059 人で、約 42.1% であります。その下の区内で従業する 15 歳以上の就業者数の推移は、301,863 人、そのうち区外に常住する数は 208,804 人で約 7 割となります。
- ・ P70 は、卸売業の推移ですが、昭和 57 年から平成 16 年までの推移で、事業所数は下がっている状況であります。商品販売額は、昭和 57 年では 1 兆 5 千億ですが、平成 16 年には 3 兆 6 千億となっています。
- ・ P71 の都区部における卸売業の事業所数は、23 区中 10 位で、販売額は 9 位であります。
- ・ P72 の小売業の推移、事業所数については、やはり減少している状況であります。しかし販売額は増加傾向にあり、都区部では 16 位です。
- ・ P73 にお示ししているとおり、大型店舗数は 60 店舗が立地しています。
- ・ P74 には工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等をお示ししています。下の表の工業の推移は、昭和 63 年から平成 17 年までに、いずれの指標も約半分に減少している状

況であります。都区部における事業所数は 8 位で、製造品出荷額等では 5 位という結果となっています。

- ・ P75 の事業所の規模についてみると、都区部よりも 10 人未満の小規模な事業所が比較的多いという状況でございます。
- ・ P76 の製造業の業種別事業所数について都区部と比較してみると、木材・木製品製造業、窯業・土石製品製造業、衣服・その他の纖維製品製造業などの比率が高くなっています。
- ・ P77 では中小企業支援、経営安定化の支援ということで、図表では融資貸付件数の推移を示しています。平成 18 年度の件数は前年度より増加しています。新事業、新製品、起業の支援に関して、創業支援資金融資の貸付件数は、平成 18 年度は 37 件となっており、着実に増加しています。
- ・ P78 の後継者・技能者の育成に関して、産業スクーリング事業受け入れ事業所数は合計 36 事業所となっており、平成 18 年度の受け入れこども数は 3,029 人と前年度より 388 人増加しています。
- ・ P79 の産業情報ネットワークの構築についてですが、江東区では IT 化支援サイト K-NET を立ち上げ、参加事業所数は、平成 16 年度以降増加しています。アクセス件数の増加は、特に平成 16 年 4 月からの K-NET 加入無料化に伴い、高水準での推移を示しています。
- ・ P80 では深川エリア、城東エリア、臨海部エリアそれぞれの観光名所を列挙しております。また、深川地区・城東地区と臨海部を結ぶシャトルバスが運行しており、観光客の移動手段として利用されています。P81 はその深川シャトルバス乗客数の推移となっております。
- ・ P82 の消費生活、消費者相談件数の推移では、平成 16 年度には 4,577 件と平成 12 年度の 2 倍を越えた勢いで増加しましたが、平成 17 年度は前年度から約 1,500 件減少しました。これは大量はがきの配布による「架空請求」が減少したことによるものであります。
- ・ P82 から区民の意識・意向を示しています。産業振興に関する区民の評価の現状においては、地域産業、観光、消費生活、共に悪いとする評価が高くなっています。また、以前との比較においては、地域産業と消費生活は状況は悪化されているとする評価であり、観光については状況は改善されているとする評価が高くなっています。
- ・ 産業振興の課題としては、まず地域経済の活性化を図ることです。これにつきましては、この 4 月から地域経済活性化基本条例を制定しており、今後条例に基づいた取り組みを進めて参ります。
- ・ 創業支援資金融資や新製品・新技術開発支援事業の実績数は順調に推移していることから、今後も消費者ニーズを的確に捉え、独自の技術を活かした地域産業を育成していく必要があると考えています。

- ・ 国の国際観光振興に向けた取り組みを受け、区としてもこの4月に、観光推進担当課長を設置しました。観光振興に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があると考えます。

## <2. 地域コミュニティ>

- ・ P86にありますように、社会経済潮流では、ボランティアの実施形態は、町内会・青年団・老人クラブなどの団体に加入して行う割合が増加しています。NPO活動は、平成10年に特定非営利活動推進法が施行され、NPO活動については継続的に社会貢献活動の展開が可能ということで今後期待されていますが、これについてはP258以降に区民協働として掲載していますのでご参照願います。
- ・ P88にありますように、町会・自治会は生活環境の向上、防犯・防火などについて様々な活動を行っています。加入率は世帯数増加とは逆に減少傾向という状況です。
- ・ P90にNPO団体と活動、江東区に事務所を置くNPO法人数の推移を表記しておりますので、参考にして頂きたいと思います。
- ・ P94の区民意向調査の結果ですが、現在の状況・以前との比較については若干改善されている傾向にあります。優先的に取り組むべき項目では、「町会・自治会やNPO・ボランティアなどコミュニティ活動の活発化」が挙げられています。重点的な取り組みとしては、地域活動を活性化するために重視すべき取り組みでは、「誰もが参加しやすい環境の整備」が挙げられています。
- ・ 課題については、マンションの急増による都市化の進展が町会への加入率の低下の主要因となっていると考え、地域活動に参加する区民の割合を高めるため、コミュニティ活動の場の確保、情報提供の促進、リーダー育成などの取り組みを進めが必要と考えています。

## ■幹事

### <3. 男女共同参画>

- ・ 未だに家庭や地域、職場等において、性別による固定的な役割分担意識が残っていることから、男女が社会の対等な構成員として、様々な分野の活動に参画する機会の確保や文化的利益を享受することの出来る「男女共同参画社会」の実現に向け取り組みを展開しているものでございます。本区ではこれらの施策推進のための行動計画として、5つの目標、15のプランで構成する「江東区男女共同参画プラン21(改定版)」を平成18年3月に策定致しました。中でも「区の政策、方針決定の場への男女共同参画」など4つのプランを重点プランと定め、本区の審議会等委員における女性委員の構成割合について40%の目標値を掲げる等、重点プランを中心として目標達成に向け施策展開を図っているところでございます。
- ・ P101にありますように、課題について、第1に政策・方針決定過程の場における女性の参画を促進していく必要があり、女性委員が「0」の審議会等に解消に向け、関係部

署に対し、引き続き継続的な働きかけを続けていく事でございます。

- ・ 第2に急速に進展する少子高齢化により、育児や介護を始めとし、家庭生活と仕事の両立を良好に保つ「ワークライフ・バランス」の取り組みを一層進めていくことが求められています。「ワークライフ・バランス」向上に向けては、行政の取り組みだけでは限界があることから、区内の企業や区内関係行政機関と連携を図りながら進めていくことが肝要と考え、積極的な意識啓発を進めていくことが求められております。
- ・ 第3は、本年1月11日に改正施行された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV法に関する取り組み強化でございます。今般の法改正により、被害者の保護命令制度が拡充されると共に、区市町村は基本計画、配偶者暴力相談支援センターの設置等が努力義務となっております。本区におけるDV対応施策として、平成20年度の新規事業として4月より女性専門相談員を新たに設置し、女性の悩み等の相談をスタートさせると共に、6月からは同相談員による電話相談、女性の悩みとDVホットラインを開始する予定でございます。また、DV法改正に伴う対応では、基本計画は次期の「江東区男女共同参画プラン21」の改訂時に合わせて策定することとし、配偶者暴力相談支援センターの設置対応は国や都の関係行政機関をはじめ、府内関係部署と緊密な連携を深め、設置に向けた検討を行っていく予定です。

## ■幹事

### <4. 生涯学習・文化>

- ・ P102に、生涯学習、スポーツ振興、文化に関する社会経済潮流が記載されております。平成18年12月に教育基本法が改正され、関連の法政令や基本方針が大きく変化の時を迎えております。本資料では中教審の中間報告となっておりますが、すでに、平成20年2月19日に、本答申が提出されており、地方教育行政の組織・運営に関する法律も19年6月に成立し、文化・スポーツに関する事務を区長が担当できることに改められました。現在、社会教育法や図書館法の改正も国会に提案中でございます。
- ・ 本区にとって大きな潮流の変化が「まさに、これから」スタートすることとなります。従いまして、この潮流の変化を横目に注視しながら、江東区の10年後の有り様を考え、対応していく必要があります。
- ・ 現状と課題ですが、P105～108までに「生涯学習・スポーツ振興・図書館・体育施設・文化」に関するデータが記載されております。結論から申しますと、どの数値も、幼児から高齢者まで、現在の45万区民の幅広い需要を満たすため、区議会の理解を得ながら、これまで積極的に事業展開してきたことの証左となっています。特に、体育施設では、区内にある都立施設を含めると、23区のトップランナーといえます。ただし、今後も人口急増が予測される南部地区では、これらの施設が不足している状況ですし、団塊世代の大量退職や人口増または、余暇時間の拡大等の変化にマッチした、質と量、両面からの新規整備ならびにこれまでの施策を含めた再構築が必要であり、課題であると

考えております。

- ・ また、生涯学習やスポーツ振興、文化に関する分野は、健康で、ある程度、生活に余裕がなければ、生まれない需要あります。しかし、「10年後の東京」でもスポーツを通じ次世代を担うこどもたちに夢を与える、意欲ある誰もがチャレンジできる社会の創出、がうたわれておりますように、決して重要度が劣るということではありません。
- ・ この分野は、福祉や医療のような生死を分けるかのような要望とは質が違います。10年後の江東区の夢を語る上で、江東区独自の、他の自治体にはない、カラーを出すためにも、江戸の昔からの伝統文化や文化財の活用、海へ向かって拡大してきた歴史の尊重は、特に重要であると思います。60万都市としての風格、品位を高めるためにも、この分野の今後とも充実、活性化する必要があると考えております。

## ■ 会長

- ・ これで「産業・生活分野」の説明が終わりましたが、ここで5分間休憩とします。

(5分間、休憩)

## ■ 会長

- ・ この説明は非常に勉強になり、知っていても改めて数字など確認でき、審議会で共通の理解をしておくことが大切だと思いました。

## ■幹事

### P113 「IV. 健康・福祉分野」

#### <1. 健康>

- ・ 本年度から医療構造改革の一環として、医療システムなどが大きく変わってまいります。これからは保険者が健康診断を実施する特定検診や特定保険指導が始まります。つまり、企業と保険組合が実施するとともに、区としましては、国民保険の加入者や生活保護の対象者が実施対象となってきます。少子高齢化社会になる中で、ひとりひとりが高齢になっても、出来るだけ身の回りのことが自立して出来る様に、若い時から健康づくりを進めていくことが今後の大きな課題となります。国はこのような特定検診を進める中で、医療費の削減を目指しており、その検診率や医療費の削減率などに応じて助成金を支出するという考えを出しているところであります。
- ・ 本区としては、これらの実現を目指し、生活習慣病の発病予防などの健康維持予防において、平成15年に「江東区健康プラン21」を策定したところでございます。P119～120に記載しておりますが、このプランの事業として、健康教室や健康相談事業と共に、小中学校でも、たばこやアルコールの知識やおいしいメニュークールなど、健康づくり普及啓発事業を実施してまいりました。
- ・ 今年はこの健康プランの中間評価の年に当り、数値目標の見直しに加え、区民に向けて健康づくりの普及啓発を含め、今後どのような事業を進めていくかを大きな課題とし

て考えていくところでございます。

- ・ さらに今回の見直しの中では、国の食育基本法に基づき、江東区食育推進計画を策定し、健康プラン 21 の中に盛込むこととしています。
- ・ 本区では、健康増進法に基づき、ガン検診を実施しておりますが、国は平成 19 年度にガン対策基本法を策定し、様々な角度からのガン対策を進めてまいりました。今後江東区では、胃がん・肺がん・大腸がんを中心に、検診率が今のところやや低めのところを、受診率を高めるように検診の受診方法などを課題として進めていきたいと考えております。
- ・ 保健サービスでは、母子保健事業、検診事業を始め、相談事業、訪問事業に今後も一層の充実を図ってまいりたいと考えております。今の時代、核家族が進む中で、保護者の育児能力の低下が顕著になっており、育児支援は虐待予防等を含め、これから関連機関との連携が重要となってまいります。
- ・ 平成 20 年度の現時点での医療施設につきましては、P124 に記しておりますが、診療所数は約 360 か所になっております。平成 20 年の 3 月、江東区民意識意向調査におきましては、健康維持・医療体制に関して重視するものとして、休日夜間の医療体制が第一位にあげられております。本区では休日診療、休日歯科応急診療の他、平日午後 8 時から 11 時まで、平日夜間こどもクリニックを実施しており、救急医療の充実を図っております。しかし今後、南部地域等における大規模開発に伴い、多くのファミリー層が入ってくることから、この地域の保健・医療体制を充実させることが重要な課題となっております。医療の体制は、医師の確保の問題等もあり、区だけでは解決出来ない問題も多くございますので、これからも国や東京都の動向など見ながら進めていく予定にしております。

## ■ 幹事

### <2. 高齢者福祉>

- ・ 我が国の総人口はすでにピークアウトを迎えていますが、高齢者人口については今後も一貫して増加傾向にあり、平成 62 年には総人口の約 4 割が高齢者となり、高齢化が進むと見込まれます。こうしたことから、平成 16 年には年金制度が、平成 17 年度には介護保険制度が、平成 18 年度には医療制度改革が行われたところでございます。医療制度改革についてその概要を申し上げますと、疾病予防重視への転換や保険給付の見直しなどであり、現在話題となっております後期高齢者医療制度も、医療制度改革の一貫として制定されました。
- ・ 介護保険制度については、平成 12 年から始まり、3 年ごとの段階的な見直しが行われており、平成 18 年には改正法の全面施行が行われています。この改正法では、「予防重視型システムへの転換」「施設給付の見直し」「新たなサービス体系の確立」「サービスの質の確保・向上」「負担のあり方・制度運営の見直し」といった観点から制度の改正

が行われています。こうしたことによって、介護保険制度の維持を図っているものでございます。

- ・ 本区における年齢 3 階級別人口の推移をみると、人口数は 3 区分とも過去 10 年間で増加傾向を示しています。また、世帯類型別の構成につきましては、過去 20 年間で核家族世帯総数及び単独世帯数が急激に増加傾向を示しています。
- ・ 一方で、介護保険の 65 歳以上の被保険者となる第 1 号被保険者数は、都区部と比較すると、対人口割合では 18.4%、23 区中 18 番目と若干低くなっています。
- ・ P139～P140 は介護保険サービスの概要及び実績です。介護保険サービスには居宅サービスと施設サービスがあり、居宅サービスは、訪問介護を中心とする自宅での生活を維持できるようサービスを提供するものであります。施設サービスにつきましては、介護老人福祉施設で介護サービスを提供するものであります。
- ・ 施設の概要につきましては P145 に記載してございますのでご参照ください。区内では現在、特別養護老人ホームは 12 か所の施設があり、ベット数は 1,080 ございます。定員では東京 23 区では 6 番目で施設数でも 6 番目でございます。高齢者人口割合でみますと、4 番目となります。介護老人保健施設は現在 6 か所あり、ベット数は 700 床ございます。こちらは 23 区で 4 番目となります。認知症高齢者グループホームは現在 4 か所であり、こちらは 20 番目となっております。
- ・ 高齢者が地域社会へ参加するための基盤づくりとして、老人クラブ活動の支援を行なっております。現在老人クラブにつきましては、123 クラブあり、約 16,000 人と 10 年間横ばいであるが、年々微減傾向であるため、こちらの活動を活性化することが課題となっています。
- ・ また、シニア活動の場の整備では、現在ございます福祉会館や老人福祉センターなどの施設を整備し、健康づくりやいきがいづくりの場を提供しています。また、シルバー人材センターは、昭和 54 年に設立され、現在、会員数は 2,700 人を超えるました。
- ・ 関連個別計画では、高齢者保健福祉計画、また介護保険事業計画とありますが、老人福祉法における老人福祉計画、老人保健法における老人保健計画、介護保険法における介護保険事業計画をまとめたもので、今年度計画期間が終了することから、新しい計画の策定を進めているところでございます。
- ・ P148～149 にあります区民の意識・意向ですが、高齢者福祉関連項目では、「高齢者・障害者の生活を支援するサービスの充実感」では、良いが 7.4%で悪いが 14.4%となっているが、以前との比較では状況は改善されているとする評価が高くなっています。
- ・ 課題につきましては、今後とも高齢者の増加が見込まれ、全体としての連携が求められていますが、特に生産年齢人口の減少に伴い、高齢者の就業支援等の社会参加施策の充実が求められています。また、高齢者が地域で安心して暮らせるしくみづくりを構築していく必要があります。また、介護保険制度については、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防事業をより充実するとともに、介護予防サービス事業を的確に推進し、

その効果が現れるよう計画的に取り組む必要があります。

### <3. 障害者福祉>

- ・ 障害者の現況では、全国的には身体障害者 351.6 万人、知的障害者 54.7 万人、精神障害者が 302.8 万人となっています。
- ・ 国における障害者支援としては、平成 15 年に「障害者基本計画」を策定し、重点施策を決定しています。また、平成 16 年に障害者基本法を改正し、都道府県及び市町村における障害者計画の策定が義務づけられるなど、障害者支援の枠組みを構築しています。平成 17 年には障害者自立支援法を制定し、身体・知的・精神の 3 障害に対した支援策プラン、区市町村が実施主体となるサービス・所得に応じた負担などの新たな考え方が示されています。
- ・ 本区における障害者手帳所持者数は増加傾向を示しており、身体障害者部位別割合では、内部障害が増加傾向であります。また、知的障害者は「4 度」の割合が上昇しています。
- ・ 本区では、障害者自立支援法に基づくサービス体系として、このたび今まであった障害者福祉サービスに加え、事業を実施しています。大きな概念として自立支援給付と地域生活支援事業を実施します。自立支援給付は介護給付・訓練等給付・自立支援医療と 3 つに分かれています。
- ・ P157 では障害者の社会参加促進事業・援護事業等について記載しております。
- ・ P158～159 では障害者通所支援施設について記載しております。現在、本区では障害者通所支援施設は 25 か所で、そのうち自立支援法に基づく施設は 13 か所、それ以外の施設は 12 か所となっております。P159 では、共同作業所・グループホームについて一覧表にしております。グループホームは 22 か所ございますが、23 区では 2 番目に多い数でございます。
- ・ 区民の意識・意向は、現状では障害者福祉に関する区民の評価は、「高齢者・障害者の生活を支援するサービスの充実感」で「良い」が 7.4%、「悪い」が 14.4% ということで、「悪い」が多いことが確認できますが、以前との比較では、「良くなっている」が 14.5%、「悪くなっている」が 6.5% で改善されているとする評価が高くなっています。
- ・ こうしたことから、障害者は年々増加傾向を示しており、各種自立支援策の推進が求められていることが課題となります。また、障害者が地域で生活を営むことが出来るよう、在宅支援サービスを始めとした地域福祉の充実が求められます。加えて、障害者の働く機会を拡大する就労支援の充実を図る必要があります。またこれまで立ち遅れていた精神障害者に対するサービスの充実が求められています。

### ■幹事

### <4. 生活の安定>

- ・ 本区における平成 19 年度末の生活保護制度の被保護者数は 6,468 人で、総人口に占め

る被保護率は 14.36%となっています。

- ・ 国及び東京都の平均保護率との比較では、平成 19 年度、国は 12.0%、東京都は 15.6% ですでの、東京都の平均を本区は下回っています。生活保護制度は、最低限度の生活を保障することと、自立の助長を図ることを目的としています。
- ・ しかし、経済的給付を中心とする現在の保護制度では被保護者の自立に向けて十分な支援がおこなえない状況が生まれてきていることから、実施機関である福祉事務所等が組織的に被保護者の自立を支援する制度へと、ここ数年その機能を発揮した施策を展開しております。
- ・ P168 にありますように、国民健康保険について、本区における被保険者数は、それまで増加傾向を示していた平成 17 年度をピークに減少局面に入っています。他方、国保の加入率の減少傾向は依然として続いており、本年 3 月末現在の被保険者数は、159,052 人、加入率は 35.3%となっております。
- ・ 国民健康保険の財務状況は、一人当たりの療養諸費などの保険給付が引き続き微増傾向にあります。国民健康保険制度自体が国民皆保険制度の基幹として、高齢者や失業者など生活基盤の弱い区民を受け入れる仕組みとなっているため、財政基盤は構造的に脆弱なものとなっています。
- ・ 国民年金制度自体は、「公的年金制度」の基幹である基礎年金の仕組みでありますが、本区が国よりの法定受託事務として実施していますのは、主に自営業者や学生等第 1 号被保険者といわれる区民と社会保険事務所とを取り次ぐ手続き業務にかかる部分であります。社会保険事務所のデータによれば、本区の被保険者数は平成 18 年度で 107,605 人という数字となっております。納付率は平成 15 年までは減少傾向を示していましたが、その後微増に転じており、平成 18 年には 62.1%となっており、これは都区部の平均 60.3%と比較して高い値となっております。
- ・ なお、今後の課題でございますが、生活保護制度は、公平かつ適正な運営を進めることが求められております。また国民健康保険制度も安定した運営をしていかなければならぬということから、資格管理の適正化や保険料の収納対策が引き続きの課題となります。また、国民年金制度につきましても、周知に努めていきたいと考えております。

## ■幹事

### P173 「V. まちづくり・環境分野」

#### <1. 道路・交通>

- ・ P176 の上段の表にあるとおり、本区の公道の総延長は約 380km、うち 300km を区道が占めています。また、下段の表のとおり、区内の道路橋 138 橋のうち 85 橋が区管理橋梁です。また、P177 の上段のグラフにありますように、主要交差点でみると、交通量は全体に増加傾向にあります。
- ・ P177 の交通安全についてですが、中段のグラフのとおり、交通事故の件数は平成 13

年をピークに若干の減少傾向にはありますが、約 2,500 件で決して少なくない状況が続いているいます。

- ・ P178 の放置自転車対策ですが、グラフのとおり、自転車駐車場の規模が需要数を下回っている駅が、亀戸・東大島等 6 駅となります。また、棒グラフ黒塗りの放置自転車は、需要を数字上、満たしている駅でも見られ、なかなか自転車駐車場の利用がされない状況を示しております。区はこれまで、自転車駐車場の整備とともに放置自転車の撤去作業も推進してきており、平成 19 年度は年間約 6 億 5 千万円の経費をかけております。
- ・ P178 下段グラフのとおり、駅の乗降客数は全体として増えております。凡例が小さくて恐縮ですが、区内の駅のほとんどが JR 総武線、東京メトロ東西線など東西方向の路線上にあり、ネットワークとして南北方向が不十分な状態です。
- ・ P182 ページに、課題として 5 項目をあげさせて頂いております。
- ・ 第 1 項、道路では、都市計画道路の整備率は 87% に達しており、他区と比較して高い水準にあります。しかし、交通量が増大する中で、事故や渋滞が発生しており、引き続き未整備路線の整備が求められます。また、整備済区間とされている路線は、歩道の計画幅員が確保されていない概成区間 14km を含んでおり、歩行者の安全を確保するためには、歩道の着実な整備が必要であると考えます。道路の新設拡充には相当な期間を必要とすることを考えますと、当面の対策として、安全施設も重点的に充実していくことが求められます。
- ・ 第 2 項、放置自転車対策につきましては、自転車駐車場の拡充と、放置自転車の撤去作業を今後とも進めていくことが基本と考えています。また、自転車利用者のマナー向上が大きな課題となっております。
- ・ 第 3 項、南北交通につきましては、特に臨海地域で大幅な人口増がある中で、本区の南北を結ぶ地下鉄の整備が、利便性だけでなく、区内のバランスある発展を図るうえからも、是非必要と考えております。そのために、国及び東京都と一体となった課題解決が必要と考えております。
- ・ 第 4 項、無電柱化ですが、電線類を地上からなくすこと、歩道のバリアフリー化、防災や修景など、複合的に地域環境を改善する施策であります。都道などの幹線道路の無電柱化が先行する中、主要な区道から無電柱化を進めていくことが求められます。
- ・ 第 5 項、橋梁改修ですが、完成後 50 年を経過する橋が区管理橋梁の 1/3 を占めており、老朽化は全国と比較しても高い水準にあります。橋梁改修は大きな費用を伴うものであり、着実に大規模改修、あるいは架け替えを行うため、アセット・マネジメント手法の導入など、橋梁の長寿命化と改修費用の平準化を図ることが求められております。

## ■幹事

### <2. 市街地整備>

- ・ 市街地整備の現状について説明します。資料の 190 ページをご覧ください。

- ・ 土地利用の現状のうち、本区の用途地域の面積比は、住居系用途が 16.9%、商業系が 9.2%、工業系が 65.5%であり、中でも既成市街地において、住商工混在の市街地が形成されてきたことを反映して、準工業地区が 46.2%と、約半分を占めています。これを 23 区の平均と比べると住居系・商業系が少なく、工業系が多くなっております。
- ・ また、実際の土地利用をみると、平成 18 年では、住宅地が 63.7%、工業地が、30.1%、商業地が 1.8%であり、平成 9 年と比べて、住宅地が 10.7 ポイントの増に対して、工業地が 7.2 ポイント、商業地が 2.4 ポイントの減となっており、住宅系にシフトしている傾向にあります。
- ・ 次に、191 ページの地価の現状では、江東区の公示価格の平均は 1 m<sup>2</sup>あたり約 46 万円で、近年上昇傾向にあります。また、建築物の状況ですが、平成 18 年の本区の平均建蔽率は 31.6%で、13 年と比べてほぼ横ばいですが、容積率は 131.1%で、平成 13 年と比べて 15 ポイントの増、昭和 61 年と比べると 50 ポイント以上の大幅な増であり、高層建築物の増加とともに土地の高度利用が進んでいます。
- ・ 次に 192 ページですが、建物の床面積で見た比率では、住宅系が 57.7%、事務所・店舗が 19.2%、工場・倉庫が 20.7%であり、23 区と比較し住宅が少なく、工場・倉庫が多くなっています。以上のように、区全体としては、住宅系の土地利用・建築物が増加している一方で、依然として工業系も大きな割合を占めている状況にありますが、まちのあり方が変化している状況です。
- ・ 次に、区内の大規模開発についてご説明いたします。192 ページの下の、市街地再開発事業につきましては、7 事業を推進してまいりましたが、豊洲駅前地区も工事はほぼ完了しており、亀戸・大島・小松川地区が継続して事業を行っています。
- ・ 193 ページの上の表は、区内の大規模開発の概要であります。このうち、豊洲 1～3 丁目地区の開発につきましては、就業人口 33,000 人、居住人口 22,000 人の開発フレームであり、すでにオフィスビル、芝浦工業大学、ららぽーと豊洲、豊洲北小学校、民間集合住宅が完成しており、今後もオフィスビルや集合住宅の建設や豊洲橋の拡幅事業が進む予定となっております。また、豊洲埠頭地区の開発フレームは、就業人口 44,000 人、居住人口 13,000 人であり、今後、豊洲新市場の移転や、民間による開発が予定されています。この地区につきましては、仮称豊洲西小学校の整備を予定しております。
- ・ 194 ページの臨海副都心開発につきましては、本区の青海、有明北、有明南の 3 地区の最終的な就業人口の合計は 74,000 人、居住人口が 41,500 人の計画であり、まちづくりの基本計画に沿って、開発が進んでいます。このうち特に居住人口の多い有明北地区につきましては、仮称有明小・中学校の整備に着手しております。
- ・ 次にバリアフリーにつきましては、「誰にでも使いやすく、安心で安全なまちづくり」を進めるため、歩道や公園のバリアフリー化、駅のエレベーター設置、民間建築物のバリアフリー化支援などの事業を行っています。
- ・ その次の都市景観は、本区では平成 16 年の景観法の制定以前の平成 6 年から届出制度

を実施して景観に配慮した建築物の誘導を図ってきましたが、より実効性を高めるため、現在、法に基づく景観計画や景観条例を制定する準備を進めています。

## ■幹事

### <3. 防災>

- ・ P201、江東区の現状について説明いたします。まずは、「防災まちづくり」についてです。
- ・ 平成18年3月、東京都防災会議より「首都直下地震による東京の被害想定」が報告されました。この中で、冬の夕方18時に東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震が起きた場合、東京23区内において建物約12万5,000棟が全壊となり、死者5,700人、避難所生活者は約367万人となることが想定されております。
- ・ この想定に基づく江東区の被害状況がP201の上段の表でございます。区内の木造家屋の1/3が激しい揺れと液状化で倒壊し、死者は331人、負傷者8,011人、避難生活者は区民の約3割、14万人にのぼることが想定されています。また、帰宅困難者が12万5,245人発生するとされております。
- ・ こうした大地震、または大火災の際の避難場所として、東京都では江東区内の公園など12か所を指定しております。それがP201の中段の一覧表及び分布図です。区全体で避難可能な面積は216haとなっており、避難計画人口約50万人の避難が可能となっております。
- ・ P202、上の図は、江東区の地域危険度を表したものです。建物の構造、建築年代、階数や地盤等を基に町丁単位で危険度を評価しております。資料に記載もありますが、高橋、南砂4丁目が危険度の高い地域となっております。
- ・ 地域防災について、区をはじめ、警察、消防等の防災関係機関は、日頃から計画的に防災活動を実施していますが、これらの機関だけでは、大地震時等に十分な災害応急活動を行うことは出来ません。そこで、「自らの町は自らの手で守る」という精神に基づき、災害応急活動を行う自主防災組織として、「災害協力隊」が区内各所に編成されています。災害時には、地域の被害情報の収集・伝達、救出活動や避難所・避難場所への誘導、さらには避難所の運営等、災害応急活動になくてはならない重要な役割を担っていただきます。また、平常時には防災指導・啓発や各種訓練等を積極的に実施しております。災害協力隊の訓練実績は、P202の下のグラフにもありますように増加しており、町の防災意識は年々高まっていると考えております。
- ・ 災害時の応急物資につきましては、P203にありますように、区内19か所に設置された防災倉庫に保管しております。また、この他に小・中学校にも備蓄倉庫の整備を進めており、食料等を備蓄しているところです。また、飲料水の確保として、中ほどの表にありますとおり、区内7か所に給水所、及び給水槽を設けております。
- ・ また、台風や集中豪雨等も多大な被害を与えます。区では、大雨が降った際に浸水が予

想される区域等を区民の方に知らせるために P203 下の「大雨浸水ハザードマップ」を作成し配布しております。

- ・ P204 犯罪情勢について、区内における刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、「振り込め詐欺」や最近では「還付金詐欺」が多発しております。
- ・ P204②関連個別計画について、まず、江東区地域防災計画ですが、先ほど説明した東京都の被害想定の変更に伴い、平成 19 年度に大幅な修正を加えました。修正後の計画には、避難所数の増や被害の軽減を図るための「減災計画」を盛り込んでおります。
- ・ 国民保護計画につきましては、外国からの武力攻撃やテロが発生した場合に区として区民の避難や救援を行うための行動指針を定めたものです。
- ・ 江東区耐震改修促進計画についてですが、区内建物の耐震化率を、27 年度までに住宅については 95%、公共施設は 100%、映画館や体育館、公衆浴場等の民間特定建築物は 90% として目標を掲げ、整備を進めてまいります。なお、本区の拠点避難所となる区立小中学校は 21 年度中に耐震化率 100% となる予定です。
- ・ P207 の課題について、区の地域防災計画など各計画を推進していくことはもちろんですが、今後は、高齢者、障害者等の災害時要援護者、いわゆる災害弱者の避難誘導対策や、人口増に対応した避難所の確保、また、民間建築物や公共施設の耐震化推進策の充実等、総合的な視点に立ってその対策を積極的に進めていかなければならないと考えております。また、災害協力隊や消防団等、地域との連携をより密に行っていくための方策も更に検討していかなければなりません。
- ・ また防犯につきましては、定期的にパトロールを行う「江東区安全安心パトロール」の団体登録を行い、防犯資機材として団体名入りパトロールベスト、防犯誘導灯、防犯ブザー及び腕章を支給するなど、区民の防犯意識の向上に努めています。4 月 15 日現在で、167 団体ですが、今後とも積極的な呼びかけを行うとともに関係機関とも連携して安全安心まちづくりに向けた取り組みの強化を図ってまいります。

## ■幹事

### <4. 住宅・住環境>

- ・ 江東区の住宅・住環境の現状を説明します。210 ページをご覧ください。
- ・ はじめに住宅数の推移であります。本区の平成 15 年の住宅総数は、193,700 戸で、昭和 43 年と比べて 10 万 5,000 戸以上増加しており、平成 10 年からの 5 年間では 3 万 5,000 戸の増と大幅な増加傾向にあります。また、居住者がいる住宅は、89.7%、173,700 戸でした。住宅の建て方別では、公共住宅や民間マンションなど、共同住宅が 83.5% と非常に多く、23 区平均の 71.6% を大きく上回っています。また、所有関係別では、一番上の合計のグラフで、持ち家比率が 45.6%、公営・公団・公社借家の合計が 24.6%、民営借家が 23.9% です。これを 23 区平均と比べますと、持ち家はほぼ同率ですが、公営・公団・公社が約 3 倍である一方、民営借家が約 6 割となっています。

- ・ P211 にありますように、住宅の構造別では、住宅全体では、鉄筋・鉄骨が 73.4%を占めていますが、一戸建てでは、1/4 が木造となっています。本区木造住宅の比率は 5.3%で、23 区平均の 10.2%の 1/2 程度と低くなっています。さらに、住宅構造別の建設時期では、木造住宅においては昭和 56 年の新耐震基準以前の建物が 54%と半分以上であり、全体でも 4 割強ですが、次のページのように、耐震工事の実施状況は、低くとどまっています。この状況を踏まえ、区としても住宅の耐震診断や補強に対する支援を充実し、安全な住宅づくりを進めています。また、居住環境の向上の観点からも、これらの築年数の長い住宅の維持・更新と良好な管理が課題となっています。
- ・ 次にマンションの動向と居住水準であります。本区のマンションの建設動向は図 82 のとおりですが、平成 19 年度においても、世帯用約 4,500 戸、単身用 6,200 戸が計画されており、高い水準にあります。また、単身用のいわゆるワンルームマンションが増加する傾向が見られます。一戸当たりの面積では、平均 61.7 m<sup>2</sup>で、23 区の平均と同じ水準となっています。P213 の一人あたりの居住室の畳数は 9.9 畳であり、23 区平均の 10.4 畳をわずかに下回っています。
- ・ 次に居住水準であります。「健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準」として国土交通省が定めた最低居住水準一例えはこの調査の時点では、4 人家族で 50 m<sup>2</sup>、3 人家族で 39 m<sup>2</sup>ですが、本区における最低居住水準未満の住宅の割合は 8.0%と都心区並みの水準で、23 区平均の 9.9%を下回っていますが、民営借家で、水準未満の住宅が多くなっております。
- ・ 次に高齢者住宅であります。本区では、住宅面から、高齢化社会に対応するため、高齢者向けの公的賃貸住宅であるシルバーピアを 289 戸設置しています。
- ・ 次に 214 ページの公共住宅についてご説明します。本区の公共住宅の戸数は、公営住宅が都営、区営あわせて 21,506 戸、公社の賃貸住宅、都民住宅、区民住宅、UR の賃貸住宅の合計 22,500 戸とあわせて 44,006 戸となり、足立区の 50,998 戸について 2 位となっています。今後はこれらの住宅ストックを生かして、住宅の水準を高めていく必要があると考えています。
- ・ 次の民間住宅供給の適正化では、急増するマンションに対して小学校などの公共施設の受け入れとの調整を図るため、平成 15 年から条例によるマンション建設の規制を行つてきましたが、本年 4 月からは、新たに事前届出を主な内容とする条例を制定し、調整を行っています。あわせて、マンション等の建設にかかる条例を制定し、増加傾向にあるワンルームマンションの抑制や住環境の整備を図っているところであります。

## ■幹事

### <5. 環境>

- ・ P220 にありますように、生活環境に対する苦情は、近年、300 件前後で推移しております。最も多いのが騒音、次いで、悪臭、振動に関する苦情となっていますが、近年、

一般家庭から発生する騒音、悪臭などいわゆる日常生活型の苦情が多くなってきております。

- ・ 大気汚染物質の濃度は全般的に減少傾向にあります。これは東京都のディーゼル車排ガス規制の導入等により、改善されてきたものと考えられますが、P221 上段の都が実施した「一般環境大気測定局測定結果」の資料を見ていただくと、オキシダントについては、本区大島地区を含む都内全域において環境基準は達成されておりません。これにつきましては日照の程度により影響されることも考えられますので、本区独自の測定局も活用し監視体制を強めてまいりたいと考えております。
- ・ P222 のベンゼンについてですが、主な排出源は、自動車排出ガスであります。平成 12 年 1 月から、ガソリン中のベンゼン含有率の規制が 5%から 1%に強化されたこともあります。また、平成 14 年度から 17 年までは減少してまいりましたが、18 年度は増加するなど、今後監視体制を強めてまいりたいと考えております。
- ・ 次に、騒音・振動についてですが、苦情の発生源別にみると建設作業現場が最も多く、次いで飲食店や商店等が多くなっております。
- ・ 水質汚濁については、本区の河川や運河の水質は、おおむね良好な水準で維持されております。また、P223 に示されております悪臭についてですが、発生源別では、飲食店や住宅等の「一般」が最も多いものとなっております。
- ・ 次に、地球温暖化問題であります。温暖化の現状としては、本区の平均気温も、徐々に上昇しており、近年は 16°C 前後で推移しております。
- ・ 次の P224 の温室効果ガスの排出状況ですが、本区のエネルギー消費量は、部門別では民生部門による消費量が最も多いものとなっております。また、温室効果ガスにつきましては、220 万トンで推移しており排出削減にいたっていません。
- ・ また、新エネルギーについてですが、太陽光発電については、今後、区の施設に計画的に導入してまいります。また、若洲公園に設置されている風力発電の年間発電量は、一般家庭約 1,000 世帯分に相当するものとなっております。
- ・ 次に、P225 のごみ・リサイクルについては、本区のごみ量は近年の人口増にも関わらず、区収集ごみについては、横ばいで推移しております。ごみの中間処理については現在、23 区が共同で処理しているところですが、本区内には、1 日 1,800 トンの処理能力を有する日本最大の新江東清掃工場と 400 トンの処理能力を有する有明清掃工場をかかえており、現在、この両工場において特別区全体の約 16%のごみを焼却しております。また、本区地先には、不燃や粗大ごみの処理施設をはじめ灰溶融施設、PCB 処理施設など多くの廃棄物処理施設が設置されております。
- ・ この他、本区地先には都の最終処分場も整備されておりますが、処分量は資料「23 区及び東京都の一般廃棄物の最終処分量の推移」に示されているとおり、近年 80 万トン前後で推移しております。最終処分場を管理している都では、今後、廃プラスチックのサーマルリサイクルや焼却灰のスラグ化などにより、処分場の残余年数はおおむね 50

年以上は確保できるものと推測しております。

- ・ 次に、3R<リデュース、リユース、リサイクル>についてです。P227の上段の「江東区の資源回収量の推移」にありますように、本区では資源回収として、びん・缶・ペットボトル・古紙等の資源回収を行っております。回収方法については、区が直接回収する集積所回収や拠点回収、区民が自主的に回収する集団回収により行っているところです。資源回収量は、年々増加してきており、資源化率は20%を超えております。また、廃棄物の排出削減に向けましては、本区では、昨年開設しました環境学習情報館「えこつくる江東」での環境学習を始め、ごみ減量アドバイザーの派遣、「いかせる粗大ごみ作戦」などのイベントなどを実施するなど、区民への意識啓発や活動支援に取り組んでおります。
- ・ 課題としまして、次の3点を掲げさせて頂きました。
- ・ まず第一に、生活環境についてです。大気汚染や水質汚濁については、おおむね環境基準は維持されておりますが、一方で、騒音・振動や悪臭等の区民の身近な生活環境に係わる苦情が多くなっております。こうした問題については、行政の仲介が一層求められており、適切に対応できる体制づくりが急務となっております。
- ・ 第二に、地球温暖化防止に向けての取組みであります。本区におけるCO<sub>2</sub>の排出量の割合を見てみると、家庭部門が24%、業務部門が38%占めておりますが、CO<sub>2</sub>の削減に向けては、区民・事業者・行政が協働して一昨年策定した「環境行動計画」の着実な推進が求められております。
- ・ 第三に、循環型社会の形成について、この実現に向け、区民・事業者・行政における役割分担の構築、ごみの発生抑制、新たなリサイクル事業の推進など一層の取り組みが求められております。

## ■幹事

### <6. みどりと水辺>

- ・ P232の上段グラフのとおり、江東区の公園面積は区民一人当たり9.2m<sup>2</sup>であり、23区中第3位と比較的高水準にありますが、近年の急激な人口増加に伴い、一人当たりの面積は減少傾向となっています。
- ・ 本区は東の荒川、西の隅田川の間に立地しており、江東内部河川といわれる18の河川が縦横に流れています。また、本区の南部は東京港であり、11の運河が張り巡らされております。これらの水辺空間を活用し、7か所の親水公園を整備しており、さらに水辺の散歩道、潮風の散歩道の整備を進めております。
- ・ P236の上段の表は、区内の緑被率を示しております。緑被率とは、ある地区の樹木や草花などで覆われた土地の占める割合の事です。地区によりバラつきはありますが、平成17年度の本区全体の緑被率は約17%となっております。
- ・ P237上段に示しておりますように、自然体験施設としては、ビオトープが39か所、区

民農園が2か所ございます。同ページ下段は、水上交通の現況を記載しております。定期旅客営業している航路は、隅田川と東京湾内にはありますが、本区内部河川での運行はございません。

- ・P238上段では、内部河川等に設置している防災船着場7か所の位置を示しております。防災船着場については現在、定期的な利用はいたしておりません。今後、みどりと水辺については、量の確保もさることながら、本区の地域特性を生かした質の向上も求められていると考えております。
- ・課題については6項目をお示ししております。
- ・第1項、緑に親しむことのできる空間の整備についてです。密度の高い市街地が形成されている本区では、家庭菜園を提供するばかりでなく、身近な公園で土に親しむ仕組みづくりが求められています。
- ・第2項、水辺や緑の連続性についてです。現況でご説明いたしました水辺の散歩道や潮風の散歩道といった水辺の整備をさらに促進するとともに、緑豊かな道路と合わせ公園等の緑の拠点をネットワーク化することで、質の高いまちづくりを先導していくことが求められています。
- ・第3項、公園配置のバランスについてです。未整備の都市計画公園の整備を推進とともに、既存の公園をより魅力あるものにしていくことにより、地域住民の満足度を総合的に高めていくことが大切であると考えております。
- ・第4項、緑を増やすための工夫についてです。都市における緑の役割は重要であり、ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上には緑の增量は重要な要素になっております。本区は建物の新築時における緑化指導をしており、一定の効果を上げてきています。高度な土地利用がなされ、樹木を植えるスペースが限られている本区にあって、今後一層の緑化推進を進めるには、緑化指導の新たな試みとして、ベランダ緑化や壁面緑化等も含めた取組みが求められており、民間のモチベーションを高める工夫が重要だと考えております。また道路は歩行者空間を確保しつつ、緑の豊かさが意識できる、うるおいのある道路緑化が必要と考えております。
- ・第5項、自然環境の保全に関するものです。本区は水辺に恵まれ、比較的緑地にも恵まれておりますが、その全ては人工物であります。また、その維持管理は、安全性や快適性といった大都会のニーズに応える点で、厳しく制御されたものであります。とはいえ、水と緑は、自然発生的に鳥や昆虫などを呼ぶことになります。これらの鳥や昆虫は、水辺や公園の魅力やうるおい、子どもの情操教育といった面で欠かすことのできないものであり、その生息条件に配慮した施設整備が求められています。
- ・第6項、区民との協働についてであります。本区の都市公園や親水公園などの日常清掃・除草といった維持管理は大部分、民間業者に委託されております。一方、菖蒲園、バラ園、田んぼといった施設では、既にボランティア区民の積極的な参加によって管理されております。今後も自立性・継続性のあるボランティア活動を拡充することが望ま

れております。そのためには、ボランティア参加者の知識や技術の向上を支援する他、例えば公園改修時には、その計画段階から区民との協働による整備を行うなど、参加意欲を高めるトータルな取組みが必要だと考えております。

## ■ 会長

- 委員の皆様には予定された時間を過ぎていて、大変恐縮でございますけど、最後に「行財政運営・協働分野」についてご説明頂きます。

## ■幹事

### P241 「VI. 行財政運営・協働分野」

#### <1. 財政>

- 江東区の財政規模については、p244 に一般会計の当初予算額及び歳出決算額の平成 10 年度以降の推移を掲載しております。歳出決算額では、平成 10 年度決算を平成 18 年度決算と比較しますと 17.4% 増となっております。また、当初予算規模で見ますと、平成 10 年度の当初予算では、1,110 億円ですが、平成 19 年度当初予算では、1,323 億円、ここでは記載されておりませんが、平成 20 年度当初予算では、1,394 億円で、平成 10 年度に比べ 25.2% と増加しており、区の財政規模は、多様な区民ニーズに対応を図り、拡大傾向にあります。
- なお、一般会計に国民健康保険会計などの特別会計を加えますと、平成 19 年度全会計の予算総額で 2,270 億円、平成 20 年度全会計の予算総額で 2,160 億円であり、2,000 億円を超える財政規模となっております。
- 次に、P245 の歳入決算額、歳出決算額の推移について説明いたします。まず、歳入決算額の推移ですが、都区財調制度に基づく特別区交付金が歳入の最も大きな割合を占めています。また、特別区税も人口の増加や景気回復などにより、堅調に増加をしております。しかしながら、地方公共団体の歳入の根幹である特別区税の歳入構成比が 30% を下回っており、歳入の構成比から見ても、特別区交付金などの依存財源に依存している財政体質となっています。
- また、P246 の歳出決算額の推移ですが、目的別では、民生費が子育て施策の充実や高齢化の進展などに伴い、年々増加し、また、歳出の性質別で見ますと、定員適正化の取り組みにより人件費が大幅に減少していますが、一方で、福祉関連経費である扶助費が増加傾向にあります。今後も、高齢者施策、子育て支援など区の緊急的な課題などに取り組む一方で、更なる効率的な財政運営への取り組みが課題であります。
- 次に、P247 の基金残高と起債残高です。起債残高は、いわゆる自治体の借金ですが、大規模施設の起債償還も進み、平成 18 年度末には、347 億円まで減少しております。その一方で、いわゆる貯金に当たります基金残高は、計画的な財政運営や行政改革など取り組みなどにより、平成 18 年度末で 600 億円を超え、基金残高が起債残高を 260 億円上

回っている状況です。しかしながら、今後、急速に進む南部地域の開発に伴う公共公益施設の整備やその他既存施設の改築、改修などの需要に適切に対応できるよう起債残高などの後年度負担を軽くし、また基金による将来の財源担保などにより、新たな基本構想、長期基本計画などの実現のため、財源確保への取り組みが課題です。

- ・ 次に、財政指標から見た江東区の状況について簡単に説明をいたします。まず、財政構造の弾力化を示す総合的な指標である経常収支比率は、平成 11 年度では、税収の落ち込みや扶助費、起債の償還費である公債費が増加するなどにより 90% を超えましたが、その後、行財政改革への取り組みや税収の伸びなどにより、平成 18 年度では適正水準である 70% 台に改善されました。
- ・ 起債の償還費の状況による財政構造の長期安定性や弾力性を示す財政指標である公債費比率は、平成 18 年度では、3.7% まで遞減傾向にあります。
- ・ 現時点までのこの二つの財政指標だけで江東区を見ると、財政は健全な状況にありますが、景気の動向、大規模プロジェクトなどにより、区財政は大きく変わる要素があることから、引き続き財政健全化に向けた取組みが必要です。
- ・ また、ここには記載しておりませんが、区の財政状況については、財政指標を含め、区民の皆さんに分かりやすく区財政の状況や施策の事業評価などを公表し、区財政の透明性、説明責任を十分に果たしていく取り組みも、更に必要であり、重要な課題であります。
- ・ なお、P249 に江東区と 23 区の財政規模等比較を参考として掲載しておりますので、後ほどご参照願います。説明は以上でございます。

## ■幹事

### <2. 地方自治制度改革>

- ・ P252 にありますように、地方自治制度改革の全体的な流れとしては、公共サービスの考え方や住民ニーズが多様化する中で、国による全国画一的な公共サービスから地方の状況に応じた柔軟で効率的な手法への移行が求められております。こうした流れを背景に、平成 7 年に地方分権推進法が施行されて以降、国から地方への分権化が進行しております。一方で、合併特例法の後押しもあり、全国の自治体では、行財政基盤の強化等を目的に、市町村合併が進められ、平成 10 年度末に全国で 3,232 団体であった市町村数は、平成 18 年度末で 1,804 団体にまで減少し、市町村合併が促進されております。
- ・ 次に、P255 にお示しした江東区を含めた特別区の現状です。まず、特別区は都の区のことをいい、東京 23 区だけに見られる制度であります。特別区につきましてはこれまで様々な歴史的経過がありますが、現在では、都の内部的な団体という性格から、平成 12 年の改革で、まだ完全ではありませんが、基礎自治体と位置付けられております。そこで、今後の課題でありますが、基礎自治体としての役割・業務に応じた財源・権限が確保されるよう、東京都や他の特別区と協議しながら取り組んでいく必要があると考えて

おります。その際の視点として、1つには国が検討を進めております「道州制」の動向、2つ目は、現在進められている、「都区のあり方検討委員会」の動向だと考えています。この「都区のあり方検討委員会」では、特別区が担う事務と都が担う事務をどう考えるか、事務配分に見合う税財政制度をどうするか、さらに23区はこのままの区域でいいのかが議論されており、これらの動向をしっかりと見極めていく必要があると思います。

### <3. 区民協働>

- ・ 次に、「3. 区民協働」についてご説明いたします。従来、行政が担ってきた公共サービスにおいて、町会・自治会をはじめNPOやボランティアなどが一定の役割を担う「新しい公共」の取り組みが進展しております。具体的には、NPO法人による公益活動や民間活力を活かす仕組みとして、PFIや指定管理者制度などの手法がございます。本区におきましても、現在、NPOが130団体あり、指定管理者も96施設で導入しています。
- ・ そこで、今後の課題であります、P268にもありますように、まず、公共サービスの提供においては民間のノウハウの活用を図りながら、行政、民間、区民の役割分担を明確にしつつ、各々が有効に機能するよう区が主体となってマネジメントしていく必要があるということでございます。
- ・ 2点目として、区民協働による行政運営体制の構築についての課題がございます。区は住民自治の理念の下、区民との協働を重視しつつも行政責任を明確にし、サービスの低下を防ぎ、継続性を担保していく運営体制を作っていく必要があるということでございます。このような体制作りを通じて区民協働を推進していくということでございます。
- ・ 3点目として、区民協働の推進の課題がございます。この点につきましては、開かれた区政の体制整備を進めながら、住民自らが地域課題を解決していくとする動きや行政と協力してまちづくりを進める協働の取組みを、更に充実させていく必要があるということでございます。
- ・ 4点目として、地域型の地域コミュニティ支援の推進の課題がございます。地域コミュニティの核として町会・自治会の果たす役割は大きく、今後も引き続き町会・自治会等の活動支援を重視した施策展開を進めていく必要があるということでございます。
- ・ 5点目として、行政運営におけるNPO・ボランティアの位置づけです。これまでの社会経済の変化に伴い必要とされるサービスも多様化するとともに、住民・地域自らが行政と協働して公共サービスを担っていこうという「新しい公共」のスタイルが広がりつつあります。そこで区は町会・自治会とともにNPO・ボランティアを新しい公共の担い手としての役割を認め合いながら、その能力や経験の活用を図り、地域等が自ら住みよいまちづくりを行っていく仕組みを支援していく必要があるということでございます。

### ■会長

- ・ ありがとうございました。これで説明は全部終りました。区役所の幹部の皆様にはご説明ありがとうございました。委員の皆様には今日はこういう形で行わせて頂きましたが、

次回以降十分にご意見等を賜るようにしたいと思いますので、どうぞ今日はお許し頂きたいと思います。今日はありがとうございました。それでは、事務連絡を事務局の方からお願ひします。

#### 4. 第3回基本構想審議会について

##### ■ 事務局

- ・本日のご説明についてのご質問は、お配り致しました「質問シート」に記入しまして、5月8日までに提出をお願いします。
- ・資料16をご覧下さい。第3回の審議会はバスを利用した区内視察を実施いたします。5月15日午後1時に区役所1階エレベーターホールにお集まりください。また、区内視察の後、委員の皆様に親睦を深めて頂くために懇親会を予定しております。こちらの参加は自由ですが、1時間～1時間半位の時間を予定しております。なお、恐縮ですが、1,000円程度の参加費を頂戴したいと思っております。
- ・次回については出席をとらせて頂きますで、別添の出席表に記載の上、本日机上においていくか、別途質問票と合わせてご連絡ください。

以上